

## 非常変災時の登校について

愛媛県立伊予高等学校

### 1 気象警報・避難情報発表時の登校については以下のように対応する。

#### (1) 開校日

登校前において、以下のいずれかの場合、自身及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機又は避難を行う。

ア 松前町もしくは居住市町に「特別警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表されている。

イ 松前町もしくは居住市町に「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」がともに発表されている。

ウ 松前町に「避難準備」、「避難勧告」、「避難指示」が発令されている。

エ 居住地区に「避難準備」、「避難勧告」、「避難指示」が発令されている。(この場合は保護者と行動を共にする。)

なお、発表されている上記の「警報」又は「警戒情報」「避難情報」等が解除、または継続された場合の対応は次のとおりとする。

- 正午(12:00)までに解除された場合は、実施可能な時限からの授業等を行うので、上記の「警報」が発表されていない市町又は「警戒情報」「避難情報」等が発令されていない地区に居住する生徒は、松前町に「警戒情報」「避難情報」等が発令されていないことを確認の上、安全に十分配慮して登校する。ただし、災害状況等により登校が困難な場合は、学校に連絡をする。
- 正午(12:00)の時点で継続して発表されている場合は、「臨時休業」とするので、生徒は自宅で学習する。

#### (2) 土曜補習(サタデースクール)及び長期休業中の補習

午前7時の時点で、松前町が上記(1)のア、イ、ウの場合は補習を中止する。

居住地(居住地区)が松前町以外の生徒は、補習が実施されている場合であっても、上記(1)のア、イ、エの場合は登校しない。

#### (3) 休業日の模擬試験

午前7時の時点で、松前町が上記(1)のア、イ、ウの場合は模擬試験を順延する。

居住地(居住地区)が松前町以外の生徒は、模擬試験が実施されている場合であっても、上記(1)のア、イ、エの場合は登校しない。

(4) 休業日の部活動

松前町が上記(1)のア、イ、ウの場合は実施しない。

居住地(居住地区)が松前町以外の生徒は、部活動が実施されている場合であっても、上記(1)のア、イ、エの場合は登校しない。

※「洪水警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の各種「警報」及び「注意報」が発表されている場合は、安全に十分配慮して登校する。

- 2 松前町もしくは居住市町に大地震・津波等の大災害が起こっている場合、自身及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機又は避難をする。可能であれば学校に連絡をする。
- 3 その他の災害や事故が発生した場合は、各自が状況を的確に判断し、登校可能な状態であれば、安全に十分配慮して登校する。
- 4 公共交通機関を利用して通学している生徒で、公共交通機関が災害や事故で不通、またはストライキ等で利用できない場合は、他の交通手段を確保し、安全に十分配慮して登校する。ただし、他の交通手段が確保できない場合や、安全に登校できない場合は自宅等で待機し、学校に連絡をする。

※原則として学校への問い合わせはしない。

(令和元年6月24日 改定)